

2019年9月

いずみの農業協同組合

貯金規定の一部改正について

当組合では、2019年10月1日より貯金規定を一部改正することといたしましたのでお知らせします。
詳しくは、別添の新旧対照表をご確認いただくか、窓口でお問合せください。

当座勘定規定

1～8. (省略)

9. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

10～23. (省略)

24. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

25. (解 約)

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- ① (省略)
- ② (省略)
- ③ (省略)
- ④ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- (3) (省略)
- (4) (省略)

26. (取引終了後の処理)

(省略)

27. (手形交換所規則による取扱い)

(省略)

28. (個人信用情報センターへの登録)

(省略)

当座勘定規定

1～8. (同左)

9. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。

(追加)

- (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

10～23. (同左)

(追加)

24. (解 約)

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- ① (同左)
- ② (同左)
- ③ (同左)

(追加)

- (3) (同左)
- (4) (同左)

25. (取引終了後の処理)

(同左)

26. (手形交換所規則による取扱い)

(同左)

27. (個人信用情報センターへの登録)

(同左)

<p>29. (保険事故発生時における本人からの相殺) (省略)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① 第30条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)</p> <p>32. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>33. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p>28. (保険事故発生時における本人からの相殺) (同左)</p> <p>29. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同左)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (同左) ① 第29条に掲げる異動が最後にあった日 ② (同左) ③ (同左) ④ (同左) (2) (同左)</p> <p>31. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同左)</p> <p>32. (規定の変更等) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
--	---

<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1～8. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1～8. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1～8. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1～8. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
--	---

<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1～10. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1～10. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
---	--

総合口座取引規定

1～13. (省略)

14. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) (省略)
- (2) 第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) (省略)
- ① (省略)
- ② この貯金の貯金者が第17条第1項に違反した場合
- ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) (省略)

16. (差引計算等)

(省略)

17. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

18. (通知等)

(省略)

19. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

20. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い)

(省略)

21. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項および前記第15条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他

総合口座取引規定

1～13. (同左)

(追加)

14. (解約等)

- (1) (同左)
- (2) 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) (同左)
- ① (同左)
- ② この貯金の貯金者が第16条第1項に違反した場合

(追加)

③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

- (4) (同左)
- (5) (同左)
- (6) (同左)

15. (差引計算等)

(同左)

16. (譲渡、質入れの禁止)

(同左)

17. (通知等)

(同左)

18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(同左)

19. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い)

(同左)

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項および前記第14条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他

<p>の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p>の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
---	--

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
<p>1～13. (省略)</p> <p><u>14. (取引の制限等)</u></p> <p>(1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><u>15. (解約等)</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が第17条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>④ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑤ <u>①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p><u>16. (差引計算等)</u> (省略)</p> <p><u>17. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略)</p> <p><u>18. (通知等)</u> (省略)</p>	<p>1～13. (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>14. (解約等)</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② この貯金の貯金者が第16条第1項に違反した場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p><u>15. (差引計算等)</u> (同左)</p> <p><u>16. (譲渡、質入れの禁止)</u> (同左)</p> <p><u>17. (通知等)</u> (同左)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>19. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>20. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (省略)</p> <p>21. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第15条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p>18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (同左)</p> <p>19. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (同左)</p> <p>20. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第14条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～16. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (利息分割型)</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (利息分割型)</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～16. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (利息分割型)</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (利息分割型)</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

(改正後)		(改正前)	
1～15. (省略)	大口定期貯金規定 以上 (2019年10月1日現在)	1～15. (同左)	大口定期貯金規定 以上 (平成29年12月29日現在)
1～15. (省略)	自動継続大口定期貯金規定 以上 (2019年10月1日現在)	1～15. (同左)	自動継続大口定期貯金規定 以上 (平成29年12月29日現在)
1～15. (省略)	期日指定定期貯金規定 以上 (2019年10月1日現在)	1～15. (同左)	期日指定定期貯金規定 以上 (平成29年12月29日現在)
1～16. (省略)	自動継続期日指定定期貯金規定 以上 (2019年10月1日現在)	1～16. (同左)	自動継続期日指定定期貯金規定 以上 (平成29年12月29日現在)
1～16. (省略)	変動金利定期貯金規定 (単利型) 以上 (2019年10月1日現在)	1～16. (同左)	変動金利定期貯金規定 (単利型) 以上 (平成29年12月29日現在)
1～16. (省略)	変動金利定期貯金規定 (複利型) 以上 (2019年10月1日現在)	1～16. (同左)	変動金利定期貯金規定 (複利型) 以上 (平成29年12月29日現在)
1～16. (省略)	自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型) 以上 (2019年10月1日現在)	1～16. (同左)	自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型) 以上 (平成29年12月29日現在)
1～16. (省略)	自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型) 以上 (2019年10月1日現在)	1～16. (同左)	自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型) 以上 (平成29年12月29日現在)

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">据置定期貯金規定</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">据置定期貯金規定</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続据置定期貯金規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">自動継続据置定期貯金規定</p> <p>1～16. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1～22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1～22. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期前にこの貯金を解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>6～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1～4. (同左)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期前にこの貯金を解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>6～17. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">一般財形貯金規定</p> <p>1～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">一般財形貯金規定</p> <p>1～14. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">財形年金貯金規定</p> <p>1～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">財形年金貯金規定</p> <p>1～20. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">財形住宅貯金規定</p> <p>1～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">財形住宅貯金規定</p> <p>1～18. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">譲渡性貯金規定</p> <p>1～12. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">譲渡性貯金規定</p> <p>1～12. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1～11 (省略)</p> <p>12. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>④ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>14. (通知等) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1～11 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>13. (通知等) (同左)</p>

<p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)</p> <p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>19. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (同左)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同左)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (同左) ① 第15条に掲げる異動が最後にあった日 ② (同左) ③ (同左) ④ (同左) (2) (同左)</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同左)</p> <p>18. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第12条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
--	---

<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (取引の制限等) (1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>13. (解約等) (1) (省略) (2) (省略) ① (省略)</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～11. (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>12. (解約等) (1) (同左) (2) (同左) ① (同左)</p>
--	---

<p>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>14. (通知等) (省略)</p> <p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① 第16条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合 (追加)</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>13. (通知等) (同左)</p> <p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (同左)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同左)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>① 第15条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同左)</p> <p>18. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第12条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
---	---

<p style="text-align: center;">納税準備貯金規定</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは</p>	<p style="text-align: center;">納税準備貯金規定</p> <p>1～12. (同左)</p> <p>(追加)</p>
---	--

経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) (省略)
 (2) (省略)
 ① (省略)
 ② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
 ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
 (3) (省略)
 (4) (省略)
 (5) (省略)

15. (通知等)

(省略)

16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
 ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
 ② (省略)
 ③ (省略)
 ④ (省略)
 (2) (省略)

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(省略)

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 (2) (省略)

以上
 (2019年10月1日現在)

13. (解約等)

- (1) (同左)
 (2) (同左)
 ① (同左)
 ② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合
 (追加)

③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
 (3) (同左)
 (4) (同左)
 (5) (同左)

14. (通知等)

(同左)

15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(同左)

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(同左)

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (同左)
 ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 ② (同左)
 ③ (同左)
 ④ (同左)
 (2) (同左)

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(同左)

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 (2) (同左)

以上
 (平成29年12月29日現在)

貯蓄貯金規定

1～12. (省略)

13. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- ① (省略)
- ② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
- ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)

15. (通知等)

(省略)

16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(省略)

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
- ② (省略)
- ③ (省略)
- ④ (省略)
- (2) (省略)

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

貯蓄貯金規定

1～12. (同左)

(追加)13. (解約等)

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- ① (同左)
- ② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合

(追加)

- ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) (同左)

14. (通知等)

(同左)

15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(同左)

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(同左)

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (同左)
- ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
- ② (同左)
- ③ (同左)
- ④ (同左)
- (2) (同左)

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(改正後)	(改正前)
<p>(省略)</p> <p>20. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p>(同左)</p> <p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

出資予約貯金規定	出資予約貯金規定
<p>1～11. (省略)</p> <p>12. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>④ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑤ <u>①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>14. (通知等) (省略)</p> <p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>	<p>1～11. (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>13. (通知等) (同左)</p> <p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (同左)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
 - ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② (省略)
 - ③ (省略)
 - ④ (省略)
- (2) (省略)

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(省略)

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) (省略)

以上
(2019年10月1日現在)

16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (同左)
 - ① 第15条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② (同左)
 - ③ (同左)
 - ④ (同左)
- (2) (同左)

17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(同左)

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項および前記第11条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) (同左)

以上
(平成29年12月29日現在)

こども貯金規定

1～7. (省略)

8. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

9. (解約等)

- (1) (省略)
- (2) (省略)
 - ① (省略)
 - ② この貯金の貯金者が第7条第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

こども貯金規定

1～7. (同左)

(追加)

8. (解約等)

- (1) (同左)
- (2) (同左)
 - ① (同左)
 - ② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合
- (追加)
 - ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

<p>(3) (省略) (4) (省略)</p> <p>10. (通知等) (省略)</p> <p>11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>15. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第9条第3項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p>(3) (同左) (4) (同左)</p> <p>9. (通知等) (同左)</p> <p>10. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (同左)</p> <p>11. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同左)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (同左) ① 第11条に掲げる異動が最後にあった日 ② (同左) ③ (同左) ④ (同左) (2) (同左)</p> <p>13. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同左)</p> <p>14. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第8条第3項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定 (スーパー定期貯金<単利型>)</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定 (スーパー定期貯金<単利型>)</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定 (大口定期貯金)</p> <p>1～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定 (大口定期貯金)</p> <p>1～15. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>
--	---